

令和7月1月30日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

多賀町長 久保 久良

市町村名 (市町村コード)	多賀町 (25443)
地域名 (地域内農業集落名)	月之木 (月之木)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月23日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当集落は、農業に関して現状維持で考えている方が多いが、高齢化により順次耕作者が減少していくことから、中心経営体への農地の集積・集約に向けての地域で対応策を醸成する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18.02 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18.02 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

月之木における農業振興地域内農用地の水田(青地の水田)を地域計画のエリアとする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
継続して集落で話し合いを行い、目標地図を見直しながら担い手に農地の集積・集約化を検討していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
所有者や担い手の意向を踏まえ、農地中間管理機構を通じた農地の貸借を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
検討中
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
検討中
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
離農等により、集落内で耕作ができない農地が出できた場合は、集落外の認定農業者に委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②環境こだわり米の作付けに引き続き取り組む。
- ⑦世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策に取り組み道路や水路等を共同活動により保全する。